

環境への負荷の低減に関する指針（飲食店等がにおいて配慮すべき事項）

平成 15 年 3 月 14 日 横浜市告示第 90 号

横浜市生活環境の保全等に関する条例（平成14年12月横浜市条例第58号。以下「条例」という。）第39条の規定により、環境への負荷の低減に関する指針（飲食店等がにおいて配慮すべき事項）を次のとおり定め、平成15年4月1日から施行する。

飲食店等を営む事業者は、条例第38条の規定により、環境への負荷を低減するために、飲食店等の営業に伴って発生するにおいが周辺住民に与える影響を考慮し、地域の快適な生活環境の保全のため、次のような配慮に努めるものとする。

また、事業者は、においの問題が生じた時は、周辺住民と十分に話し合い、相互に協力して、円満に解決が図られるよう努めるものとする。

- 1 建物の構造や換気用フードの吸引方法などを工夫し、においが開放部分又はすきまから外に漏れないよう努めること。
- 2 排出口の位置、高さ及び方向並びに排気設備の能力及び構造などを考慮し、排気による周辺住民へのにおいの影響を少なくするよう努めること。
- 3 オイルミストなどを捕集するため、ダクト中に金網やフィルターを設置するなど、換気設備について必要な措置を講ずるよう努めること。
- 4 においについて周辺へ配慮し、日常的な保守点検や清掃を行い、設備を最適な状態に保つよう努めること。
- 5 事業者は、周辺住民へのにおいの影響が大きい場合には、脱臭装置及び消臭設備の設置を検討するなど、必要な対策に努めること。
- 6 においの評価地点における臭気指数は、別表に掲げる数値となるよう努めること。

別表

飲食店等におけるにおいの参考値

	においの評価地点における臭気指数
住居系地域	14～17
商業系・工業系地域	17～20

備考 1 おおいの測定方法は、悪臭防止法施行規則（昭和47年総理府令第39号）第1条に基づく臭気指数及び臭気排出強度の算定方法（平成7年環境庁告示第63号）に準拠する。

なお、においの評価地点は、臭気を被る者の居住する建物の外側で最も発生源に近い地点とする。

- 2 「住居系地域」とは、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8項第1項第1号に掲げる第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域として定められた区域をいう。
- 3 「商業系・工業系地域」とは、都市計画法第8条第1項第1号に掲げる近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域として定められた区域並びに同法第8条第1項第1号に掲げる用途地域として定められた区域以外の区域をいう。